

旭川市医療費助成の制度改正の概要について(令和5年8月~)

医療機関用資料

令和5年8月1日から、中学校卒業までの医療費自己負担無償化を行います。改正内容は次のとおりです。



1 【子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費助成】

中学校卒業までの入院・通院・指定訪問看護に係る保険診療自己負担分を全額助成
(現在:3歳以上の市民税課税世帯は1割負担。指定訪問看護は全受給者1割負担。)

2 【子ども医療費助成のみ】

所得制限を撤廃し、新たに全額助成 (現在:所得超過の場合は医療費助成なし。)

3 【重度心身障害者医療費助成のみ】

中学校卒業までの入院費用(精神障害による受給者に係るもの)を新たに全額助成
(現在:精神障害による受給者は通院及び指定訪問看護のみ助成対象。)

※ 医療保険各法の適用を受ける自己負担分を助成(対象外:食事療養標準負担額、保険外診療、学校事故等第三者行為による医療費など)

重度心身障害者医療費受給者区分と公費負担者番号 (令和5年8月から)

受給者証区分	受給者区分と入外区分	一部負担金	レセプト公費①②の公費負担者番号	レセプト公費①②負担金の記載
障切 老切	・身体及び知的障害15歳年度末(中学生)までの児童(入院) ・精神障害15歳年度末(中学生)までの児童(通院)	【初診料算定時】 なし 【再診】 なし	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①45010048 ②45010047 【再診】 医療保険と公費①併用 ①45010048	【初診料算定時】 公費①の「一部負担金額」欄に初診時一部負担金の金額(医科500円、歯科510円)を記載 公費②は金額の記載なし 【再診】 ※調剤は「再診」と同様 公費①は金額の記載なし
	・身体及び知的障害15歳年度末以降(中学校卒業後)の受給者(入院) ・精神障害15歳年度末以降(中学校卒業後)の受給者(通院)	【初診料算定時】 なし 【再診】 なし	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①45010048 ②45010047 【再診】 医療保険と公費①併用 ①45010048	【初診料算定時】 公費①の「一部負担金額」欄に初診時一部負担金の金額(医科500円、歯科510円)を記載 公費②は金額の記載なし 【再診】 ※調剤は「再診」と同様 公費①は金額の記載なし
障課 老課	・身体及び知的障害15歳年度末(中学生)までの児童(入院) ・精神障害15歳年度末(中学生)までの児童(通院)	【初診料算定時】 なし 【再診】 なし	医療保険と公費①・②併用 ①45010048 ②45010047	※調剤も同様 公費①の「一部負担金額」欄に医療費の1割(1円単位)を記載 公費②は金額の記載なし
	・15歳年度末以降(中学校卒業後)の受給者(入院) ※精神障害の入院医療は助成対象外	【初診料算定時】 総医療費の1割相当額から初診時一部負担金(医科500円、歯科510円)を除いた額 【月額上限額】 通院18,000円 入院57,600円 【再診】 総医療費の1割相当額 【月額上限額】 通院18,000円 入院57,600円	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①45010048 ②45010047 【再診】 医療保険と公費①併用 ①45010048	【初診料算定時】 ＜公費①＞ 総医療費の1割(1円単位) ＜公費②＞ 総医療費の1割から初診時一部負担金(医科500円、歯科510円)を除いた額(1円単位) 【再診】 ※調剤は「再診」と同様 ＜公費①＞ 総医療費の1割(1円単位)

※中学校卒業までの入院費用(精神障害による受給者に係るもの)については、償還払いにより助成

問い合わせ先：旭川市役所 福祉保険部 国民健康保険課 25-8536

子ども医療費受給者区分と公費負担者番号 (令和5年8月から)

受給者証区分	子どもの年齢	受診形態	レセプト公費①②の公費負担者番号	レセプト公費①②負担金の記載
子初	0歳から3歳未満	入院・通院	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①90010042 ②91010041	【初診料算定時】 公費①の「一部負担金額」欄に初診時一部負担金の金額(医科580円、歯科510円)を記載 公費②は金額の記載なし
	3歳から就学前			
	小学生	入院	【再診】 医療保険と公費①併用 ①90010042	【再診】 ※調剤は「再診」と同様 一部負担金記載なし
	小学生	通院	医療保険と公費①併用 ①92010040	一部負担金記載なし
子課	3歳から就学前	入院・通院	医療保険と公費①・②併用 ①90010042 ②91010041	公費①の「一部負担金額」欄に医療費の1割(1円単位)を記載 公費②は金額の記載なし
	小学生	入院	医療保険と公費①併用 ①92010040	一部負担金記載なし
	小学生	通院		
	中学生	入院・通院	医療保険と公費①併用 ①92010040	一部負担金記載なし
子	0歳から中学生	入院・通院	医療保険と公費①併用 ①92010040	一部負担金記載なし

問い合わせ先：旭川市役所 子育て支援部 子育て助成課 25-6446

ひとり親家庭等医療費受給者区分と公費負担者番号 (令和5年8月から)

受給者証区分	子どもの年齢と入外区分	一部負担金	レセプト公費①②の公費負担者番号	レセプト公費①②負担金の記載
親初	児童(入通院)	【初診料算定時】 なし	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①93010049 ②94010048	【初診料算定時】 公費①の「一部負担金額」欄に初診時一部負担金の金額(医科580円、歯科510円)を記載 公費②は金額の記載なし
	親(入院)	【再診】 なし		
親課	-15歳年度末(中学生)までの児童(入通院)	【初診料算定時】 【再診】 なし	医療保険と公費①・②併用 ①93010049 ②94010048	※調剤も同様 公費①の「一部負担金額」欄に医療費の1割(1円単位)を記載 公費②は金額の記載なし
	-15歳年度末以降(中学校卒業後)の児童(入通院)	【初診料算定時】 総医療費の1割相当額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を除いた額 【月額上限額】 通院18,000円 入院57,600円	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①93010049 ②94010048	【初診料算定時】 <公費①> 総医療費の1割(1円単位) <公費②> 総医療費の1割から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を除いた額(1円単位)
	親(入院)	【再診】 総医療費の1割相当額 【月額上限額】 通院18,000円 入院57,600円	【再診】 医療保険と公費①併用 ①93010049	【再診】 ※調剤は「再診」と同様 <公費①> 総医療費の1割(1円単位)

問い合わせ先：旭川市役所 子育て支援部 子育て助成課 25-6446